

議員提出議案第3号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

この議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第13条の2関係）					別表（第13条の2関係）				
名称	目的	構成員	招集権者	備考	名称	目的	構成員	招集権者	備考
代表者会議	議会又は議員に関する事項（ <u>法第109条第3項各号</u> に掲げる事項を除く。）について協議又は調整を行う。	略			代表者会議	議会又は議員に関する事項（ <u>法第109条の2第4項各号</u> に掲げる事項を除く。）について協議又は調整を行う。	略		
議員全員協議会	略	<u>全ての議員</u>	略		議員全員協議会	略	<u>すべての議員</u>	略	

略					略				
政策調整会議	議員の提案する <u>条例又は意見書等</u> （これらのうち <u>政策条例等検討委員会</u> において協議又は調整を行うものを除く。以下この項において同じ。）について協議又は調整を行う。	所属議員が議員定数の12分の1以上の会派から選出された議員各1名及び当該会派に属さない議員であって <u>条例又は意見書等</u> を提案しようとするものの代表者1名	議長	当該会派以外の各会派の代表者各1名及び会派に属さない議員（ <u>条例又は意見書等</u> を提案しようとする者を除く。）は、当該会議に出席して意見を述べることができる。	政策調整会議	議員の提案する <u>政策条例、意見書等</u> （以下「 <u>政策条例等</u> 」という。）について協議又は調整を行う。	所属議員が議員定数の12分の1以上の会派から選出された議員各1名及び当該会派に属さない議員であって <u>政策条例等</u> を提案しようとするものの代表者1名	議長	当該会派以外の各会派の代表者各1名及び会派に属さない議員（ <u>政策条例等</u> を提案しようとする者を除く。）は、当該会議に出席して意見を述べることができる。
政策条例等検討委員会	議員の提案する <u>政策条例又は政策</u>	全ての議員	委員長（委員会において委員長が						

	提言の立案 について協 議又は調整 を行う。		選出される までの間に あつては、 議長)					
世話人会	一般選挙後 最初に招集 される議会 の運営等に ついて協議 又は調整を 行う。	略		世話人会	一般選挙後 最初に招集 される議会 の運営等に 関する協議 又は調整を 行う。	略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。